

この政令は、酪農振興法の施行の日（昭和二十九年八月七日）から施行する。	附 則（昭和三一年九月二一日政令第二附九九号）	この政令は、公布の日から施行する。	附 則（昭和三〇年一月一七日政令第三附三〇号）	この政令は、公布的日から施行する。	附 則（昭和三一年二月一一日政令第一附三四七号）	この政令は、公布の日から施行する。	附 則（昭和三一年九月一四日政令第二附九〇号）	この政令は、公布的日から施行する。	附 則（昭和三四年一二月二五日政令第三附三四〇号）	この政令は、公布的日から施行する。	附 則（昭和三四年三月一六日政令第三附一号）	この政令は、公布的日から施行する。	附 則（昭和三四年五月二九日政令第一附九七号）	この政令は、酪農振興法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百号）の施行の日（昭和三十四年五月三十日）から施行する。	附 則（昭和三五年一月二二日政令第二附二八七号）	この政令は、公布的日から施行する。
この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政手の処分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。	附 則（昭和三七年七月二日政令第二附一号）	この政令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。	附 則（昭和三七年九月二九日政令第三附九一号）	この政令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。	附 則（平成六年一月一一日政令第三附五三号）	この政令は、公布的日から施行する。	附 則（平成一〇年一〇月三〇日政令第三附三五一号）	この政令は、平成十一年四月一日から施行する。	附 則（平成一〇年一一月一一日政令第三附八一号）	この政令は、平成十一年四月一日から施行する。	附 則（平成一〇年一月一三日政令第一附三六七号）	この政令は、公布的日から施行する。	附 則（平成二七年一二月一六日政令第四二一号）	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。	附 則（平成二二年六月七日政令第三附四一六号）	この政令は、平成十五年八月一日から施行する。
この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	
（附則）（昭和四〇年九月三〇日政令第三附二五号）	この政令は、酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百十一号）の施行の日（昭和四十年十月一日）から施行する。	（附則）（昭和五三年七月五日政令第二附二号）抄	この政令は、公布的日から施行する。	（附則）（昭和五八年一〇月七日政令第二附一六号）抄	この政令は、公布的日から施行する。	（附則）（昭和五九年六月二一日政令第二附〇七号）	この政令は、公布的日から施行する。	（附則）（昭和五九年七月一日政令第二附二八五号）抄	この政令は、平成十九年四月一日から施行する。	（附則）（平成二一年一二月一一日政令第二附五号）抄	この政令は、平成十九年四月一日から施行する。	（附則）（平成二二年六月七日政令第五附四号）抄	この政令は、公布的日から施行する。	（附則）（平成一九年三月二二日政令第五附一三号）	この政令は、平成十五年八月一日から施行する。	
（附則）（平成一六年四月一日政令第一四附四号）抄	この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日前に提起された訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という）。又はこの政令の施行前に起された訴願等につきこの政令の施行後に起された裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。	（附則）（平成一五年七月一八日政令第三附一三号）	この政令は、平成十五年八月一日から施行する。	（附則）（平成二二年六月七日政令第三附四号）抄	この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日前に起された訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という）。又はこの政令の施行前に起された訴願等につきこの政令の施行後に起された裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。	（附則）（平成一五年七月一八日政令第三附一三号）	この政令は、平成十五年八月一日から施行する。									